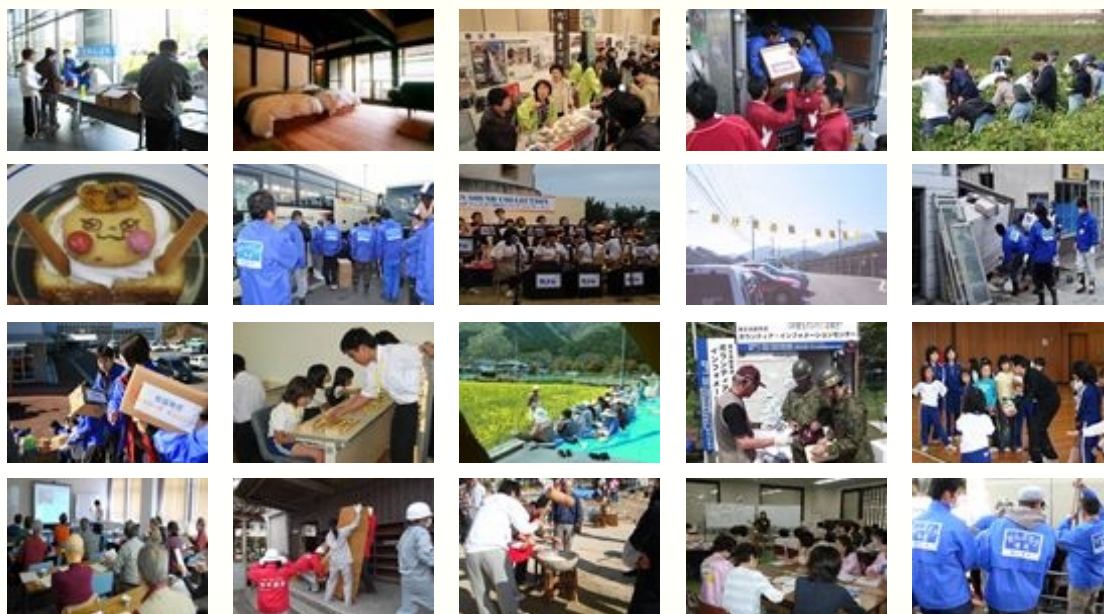


平成 22 年度 参画と協働関連施策の年次報告



平成 23 年 10 月

兵 庫 県

年次報告の目的

兵庫県は、成熟社会にふさわしい豊かで質の高い生活の実現に向けて、参画と協働に基づく県政を推進しています。

「年次報告」は、県による参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」第11条の規定に基づき、作成されるものです。年次報告を参考として、様々な活動主体が考え方を共有し、参画と協働の一層の推進につながることを期待されています。

～目次～

| | |
|----------------------------------|----|
| 「参画と協働」とは | 1 |
| 参画と協働関連施策の推進状況 | 1 |
| 1. 地域づくり活動の支援 | 2 |
| 2. 県行政への参画と協働の推進 | 4 |
| 県民による地域づくり活動の状況 | 6 |
| 1. 県民の意識と実態 | 6 |
| 2. 県民による地域づくり活動事例 | 8 |
| 東日本大震災被災地救援ボランティア活動の支援 | 13 |
| 1. ボランティアの派遣 | 13 |
| 2. ボランティア・インフォメーションセンターの設置 | 14 |
| 市町の取り組み状況 | 15 |
| 1. 県内市町における条例、制度等の導入状況 | 15 |
| 2. ボランティア市民活動支援機関等の設置状況 | 16 |
| 3. 参画と協働の推進にかかる市町の意見 | 16 |
| 参画と協働の推進に向けて | 17 |

「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合って、みんなで力を合わせて主体的に取り組んでいくことであり、これからの地域づくりには、欠かせないものとなっています。



県民の参画と協働の推進に関する条例

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を平成15年4月から施行しています。

「参画と協働」の2つの場面

「参画と協働」には、県民の皆さんが力を合わせて住みやすい地域づくりのために取り組む「地域社会の共同利益の実現」と、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら県民とともに歩む「県行政の推進」という2つの場面があります。

「参画と協働の推進方策」

兵庫県が参画と協働に関連する施策を展開するための基本となるものとして、「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定により「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」を策定しており、平成23年3月に「参画と協働の推進方策」として改定しました。



参画と協働関連施策の推進状況

兵庫県は、平成22年度に県民の参画と協働を推進するための499施策を実施しました。

| 地域づくり活動の支援に関する施策 | 施策数 | 県行政への参画と協働を推進する施策 | 施策数 |
|-----------------------|-----|-------------------------------|-----|
| (1)新たな活動を生み、育む | 129 | (1)県民と情報を共有する | 25 |
| ・多様な情報を使いやすく提供 | 17 | ・県民が主体的に選択できる情報の迅速な提供 | 13 |
| ・地域に潜在する人材の参画と協働の促進 | 73 | ・県行政の評価・検証への県民参画の促進 | 12 |
| ・実践活動につながる学習機会の充実 | 39 | (2)県民と知恵を出し合う | 24 |
| (2)活動を高め、支える | 44 | ・県民の提案を具体化するしくみの検討 | 15 |
| ・主体的、継続的な活動につながる支援 | 24 | ・審議会などへの県民の参画機会の拡充 | 9 |
| ・既存施設を活用した活動の場づくりへの支援 | 12 | (3)県民と力を合わせる | 123 |
| ・自立的な財政基盤の充実支援 | 8 | ・県民の主体性を生かした多様な協働の展開 | 105 |
| (3)活動をつなぎ、広げる | 142 | ・公民協働の取り組みの拡充 | 9 |
| ・人や活動のネットワーク化 | 35 | ・推進員など多様な主体の連携を支援 | 9 |
| ・地域の取り組みを柔軟に支援 | 88 | 参画と協働の推進に向けての施策 | 施策数 |
| ・中間支援機能を持つ組織・団体への支援 | 10 | ・職員意識の醸成 | 3 |
| ・各地域の総合的な支援拠点機能の充実 | 9 | ・市町との連携を深めながら、全庁一体となった推進体制を整備 | 9 |

1. 地域づくり活動の支援

県民の自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」の拡がりに向けて、「新たな活動を生み、育む」「活動を高め、支える」「活動をつなぎ、広げる」の3つの局面で担い手の育成や連携の促進をはじめとした支援に取り組んでいます。

施策例

企業との連携による森づくり

企業の社会貢献活動の一環として企業が社員とともに行う森林保全活動を支援し、併せて地元との交流活動を促進しています。特に丹波地域では、丹波の森構想による森づくりと集落活性化の取り組みを踏まえ、企業と地域の交流・連携が進められています。

相談窓口の設置

森づくり活動を希望する企業に対して、活動フィールドの斡旋や活動計画、活動方法等について助言しています。

企業の森づくりフォーラム in たんばの開催 (H23.2.8)

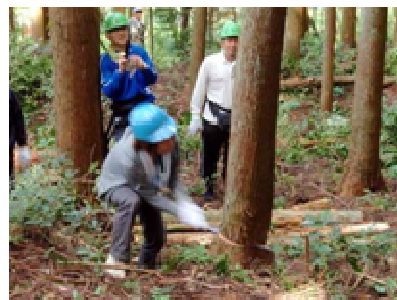
県内各地域における活動事例を紹介し、今後の取り組みについて意見交換を行いました。

・参加者数約 160 人

協定の締結

県 域：企業、地元市町、(社)兵庫県緑化推進協会、県の4者で締結

丹波地域：企業、地元住民、市、県民局の4者で締結



人工林の間伐

| | 企業名 | 活動地 | 地元団体 | 協定締結 |
|------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|------------|
| 県 域 | 生活協同組合コープこうべ | 西宮市越水字社家郷山 | (市有林) | H20. 5. 17 |
| | (株)東芝 | 宍粟市波賀町上野字上東山 | (市有林) | H20.10.18 |
| | コカ・コーラウエストホールディングス(株) | 小野市黍田町高山、臼谷 | (市有林) | H20.12. 5 |
| | 川崎重工業(株) | 多可町八千代区大和西谷、大谷平 | (集落有林) | H20.12.16 |
| | 関西電力労働組合兵庫地区本部姫路地区本部 | 三木市細川町槇山 | (県有林) | H22. 5. 7 |
| | 富士ゼロックス兵庫(株) | 神戸市北区大沢町神付 | 神付・産土の森の会 | H22. 5.28 |
| | サントリーホールディングス(株) | 西脇市黒田庄町門柳 | 門柳山保護会生産森林組合 | H22.12. 8 |
| | グローリー(株) | 姫路市夢前町菅生潤 | 菅生潤生産森林組合 | H23. 3.14 |
| | 神戸経済同友会 | 神戸市北区山田町下谷上 | (市有林) | H23. 3.15 |
| | 黒田電気(株) | 川西市黒川大土山 | 黒川自治会 | H23. 4.26 |
| 丹 波 地 域 | 三菱電機(株)神戸製作所 | 篠山市油井 | 油井生産森林組合 | H20. 3.26 |
| | NPO法人エコラ倶楽部 | 篠山市曾地中 | 曾地中自治会 | H21. 5. 4 |
| | アサヒビール(株)西宮工場 | 丹波市青垣町遠阪 | 遠阪森づくり協議会 | H21. 5.23 |
| | (株)阪急阪神交通社ホールディングス | 篠山市宮代 | 宮代自治会 | H21.10.17 |
| | 三菱重工業(株)神戸造船所 | 丹波市青垣町大名草 | (財)神楽自治振興会、 大名草自治会 | H21.10.31 |

阪神地域キャンパス・クリエイター支援事業

阪神地域 23 大学・短期大学との協働のもと、大学・大学生と地域社会の新しいネットワークを築き、地域課題の解決に向けた取り組みを促進するとともに、学生自身の活動の視野を広げることにより、次世代の地域づくりを担う地域クリエイターの育成を地域全体で支援しています。

キャンクリ学生実行委員会

大学生が、地域住民や大学のニーズを学生の視点から吸い上げ、イベントの企画、広報・取材活動、政策提言の検討などに主体的に取り組んでいます。

- ・兵庫県阪神南県民局長から委嘱された 30 人で構成

「阪神つながり交流祭 2011 in 園田学園女子大学」(H23.2.20)

学生実行委員会の企画・運営により開催し、学生、地域団体、NPO、大学関係者等が参加しました(参加者数 200 人)

- ・プログラム：大学・地域連携事例の発表、大学・地域連携事例の実演、ポスターセッション、キャンクリ連携窓口による大学・地域連携相談等

連携事例総合情報サイト「キャンクリ」

大学と地域の出会いの場となるホームページを開設しています。

- ・23 大学の概要と地域連携事業の紹介
- ・イベントなど大学から地域への情報提供
- ・大学と地域のマッチング窓口の紹介



「キャンクリ」ホームページバナー

小規模集落元気作戦の展開

人口が減少し高齢化が進んだ小規模集落を対象に、市町と協働した集落再生に向けた住民の主体的な取り組みを支援し、40 のモデル地区で集落住民による地域づくりの合意形成や、都市地域との交流を通じた活性化を図っています。

集落の合意形成

ファシリテーター役として集落元気アドバイザーを派遣(派遣人数<延>290 人)

都市と集落のマッチング

- ・ホームページ、ブログを立ち上げ、都市パートナー募集のほか、折々の集落情報を県、集落住民が協働して発信(ブログ閲覧者数約 500 人/1 日)
- ・お見合いの場として元気交流会を開催(集落住民、都市部団体等約 300 人参加)

交流インターンシップの実施

集落と都市部NPOや自治会等が本格的な交流に向けた交流活動を試行

- ・平成 22 年度交流イベント開催・参加回数：46 回
- 拠点整備と本格的な交流事業の展開

- ・拠点例：「^{おくも}大芋の^{らくのう}楽農かまど」交流施設の整備(篠山市大芋)



田んぼオーナーによる稲刈り

2. 県行政への参画と協働の推進

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するために、「県民と情報を共有する」「県民と知恵を出し合う」「県民と力を合わせる」の各局面で、県民との意見交換や協働機会の確保に取り組みました。

施策例

地域消費者ネット（はばタン消費者ネット）の活動支援

地域で活動する様々な団体・グループの緩やかなネットワークとして「はばタン消費者ネット」を設置し、消費者トラブルや食の安全安心等に関する情報の共有と自主的かつ積極的な消費者学習を推進しています。

はばタン消費者ネットの設置

県内各地域に、幅広い団体・グループの参画を得て平成 22 年 4 月に設置しました。

・平成 23 年 3 月末会員数：306 団体・グループ等
会員による学習実践事業

会員団体・グループが企画・実施する消費者学習等の支援を行いました。

・県負担額：1 団体・グループあたり 3 万円
・平成 22 年度：89 事業（学習会、寸劇の上演等）

情報の共有

- ・「はばタン消費者ネットニュース」の発行（全県 4 回・地域 38 回）
- ・先進的な取り組みを掲載した「活動事例集」の作成（平成 23 年 3 月）
- ・情報交換会・交流会等の実施（地域 15 回）



悪質商法防止寸劇の上演

施策例

学校支援地域本部事業

地域全体で学校教育を支援するため、ボランティア人材バンクなどのネットワークを活用し、学校・地域の連携体制を構築するとともに、社会教育の場で学んできた地域住民や幅広い分野の多様な知識・経験を持った人材の参画により、様々な学校支援活動を展開します。

地域コーディネーターの配置

学校とボランティア・社会教育施設との間で、ボランティア紹介などの調整業務を行う地域コーディネーター（退職教員・社会教育主事・PTA関係者等）を配置しています。

・平成 23 年 3 月末現在：112 人

平成 22 年度学校支援ボランティア参加の状況

| 活動内容 | 活動回数 | ボランティア参加数(延) |
|---------|---------|--------------|
| 学習支援 | 22,483回 | 78,379人 |
| 部活動支援 | 2,869回 | 5,248人 |
| 環境整備等 | 13,136回 | 60,951人 |
| 登下校安全指導 | 46,994回 | 465,536人 |
| 学校行事等 | 2,316回 | 21,795人 |
| 合計 | 87,798回 | 631,909人 |

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

県行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨や内容を県民に公表して多様な意見を幅広く聴取し、提出された意見を考慮して、生活者の視点に立った計画等を作成するために実施しています。

実施状況

| 区分 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施案件 | 31 件 | 38 件 | 41 件 | 55 件 | 28 件 |
| 意見人数 | 2,887 人 | 2,054 人 | 569 人 | 1,890 人 | 1,636 人 |
| 意見件数 | 8,562 件 | 4,157 件 | 1,171 件 | 4,454 件 | 5,341 件 |
| 平均人数 | 93.1 人 | 54.1 人 | 13.9 人 | 34.4 人 | 58.4 人 |
| 平均件数 | 276.2 件 | 109.4 件 | 28.6 件 | 81.0 件 | 190.8 件 |

| 区分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 合計 |
|------|----------|---------|--------|---------|----------|
| 実施案件 | 22 件 | 32 件 | 26 件 | 21 件 | 294 件 |
| 意見人数 | 2,374 人 | 1,217 人 | 378 人 | 1,045 人 | 14,050 人 |
| 意見件数 | 12,849 件 | 2,422 件 | 773 件 | 1,827 件 | 41,556 件 |
| 平均人数 | 107.9 人 | 42.0 人 | 15.1 人 | 52.3 人 | 49.0 人 |
| 平均件数 | 584.0 件 | 83.5 件 | 30.9 件 | 91.4 件 | 144.8 件 |

(注)1. 平成 20～22 年度の実施案件数には結果発表が終了していないもの（平成 20 年度 3 件、21 年度 1 件、22 年度 1 件）を含む

2. 多数の意見が提出された主な案件は以下のとおり

| | | |
|---|---------|---------|
| ・ 環境の保全と創造に関する条例の一部改正(自動車 NOx・PM 法対策地域内における自動車の運行規制)(骨子案) (H14) | 1,975 人 | 6,078 件 |
| ・ 本県の障害児教育の現状と今後の在り方（案）(H17) | 604 | 1,124 |
| ・ 「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（案）(H18) | 449 | 1,083 |
| ・ 認定こども園の認定基準等に関する条例案要綱（素案）(H18) | 495 | 2,512 |
| ・ 兵庫県動物愛護管理推進計画（案）(H19) | 1,526 | 10,400 |

推進員等の活動への支援

兵庫県では、地域福祉、地域防犯・防災、教育など特定分野の行政課題の解決を図るため、県民を「推進員」として委嘱しています。民生・児童協力委員、子育て家庭応援推進員、地球温暖化防止活動推進員、学校評議員等の推進員が職務を円滑に遂行できるよう「報酬等支給」「災害補償」「活動費(旅費・活動費)支給」「委嘱状発行」等の必要な支援をしています。

推進員等の状況

| 分野 | 高齢者・障害者等の生活支援 | 安全・安心な生活 | 健康づくり | 学校・家庭・子育て | 生活の質の向上 | 産業活性化 |
|----|---------------|----------|---------|-----------|---------|-------|
| 職数 | 11 職 | 17 職 | 8 職 | 12 職 | 9 職 | 7 職 |
| 人数 | 11,304 人 | 8,775 人 | 3,730 人 | 3,316 人 | 1,507 人 | 452 人 |

| 分野 | 循環型の生活・環境の保全 | 自然とのふれあい | 就業支援 | 農林水産業活性化 | 多彩な交流 | その他 | 計 |
|----|--------------|----------|------|----------|-------|---------|----------|
| 職数 | 4 職 | 3 職 | 2 職 | 1 職 | 1 職 | 5 職 | 80 職 |
| 人数 | 452 人 | 144 人 | 34 人 | 7 人 | 1 人 | 1,059 人 | 30,781 人 |

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

県民による地域づくり活動の状況

1. 県民の意識と実態

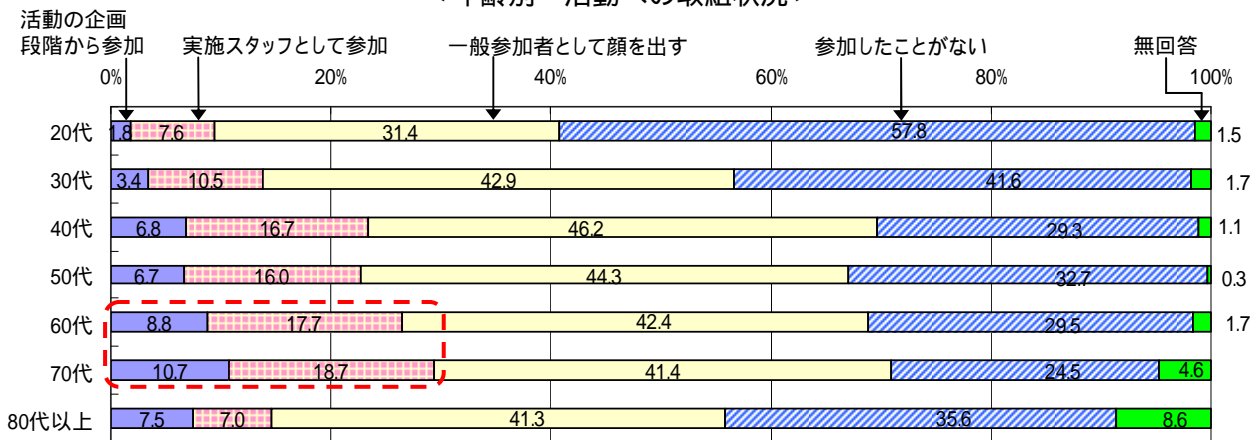
兵庫県では、参画と協働に関する課題やニーズ等を把握するため、「県民主体の『参画と協働』の広がりについて」をテーマとする県民意識調査を平成22年に実施しました(調査時期：平成22年9月、回答数：2,927)。地域づくり活動を広げる多様な担い手の発掘に向けて、年齢等の属性別に調査結果を分析しました。

(1) 参加状況

活動の中心となっている70代、60代

地域づくり活動への参加状況を年齢別にみたところ、「活動の企画段階から参加」「実施スタッフとして参加」との回答は70代が最も多く、60代が続いています。

<年齢別・活動への取組状況>

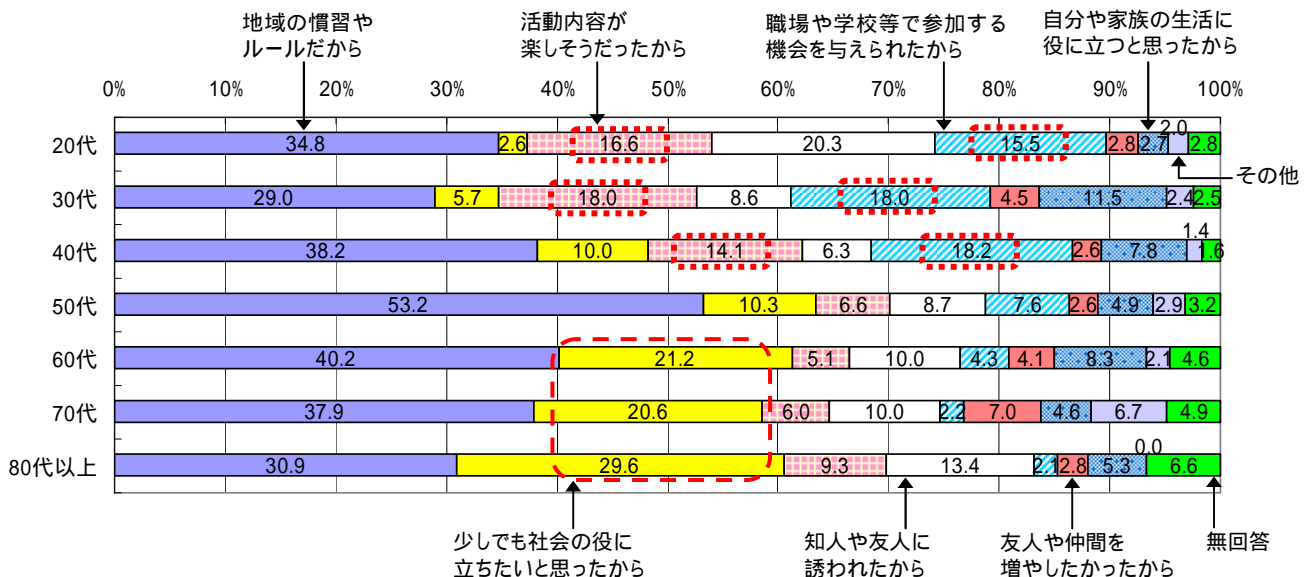


(2) 背景

高齢者の社会貢献への思い

活動の動機は、年齢別で大きく異なります。40代以下では、「職場や学校等で参加する機会を与えられた」「活動内容が楽しそう」との回答が他世代に比べて多く、60代より上の年齢層では、「少しでも社会の役に立ちたい」が2割を超えています。

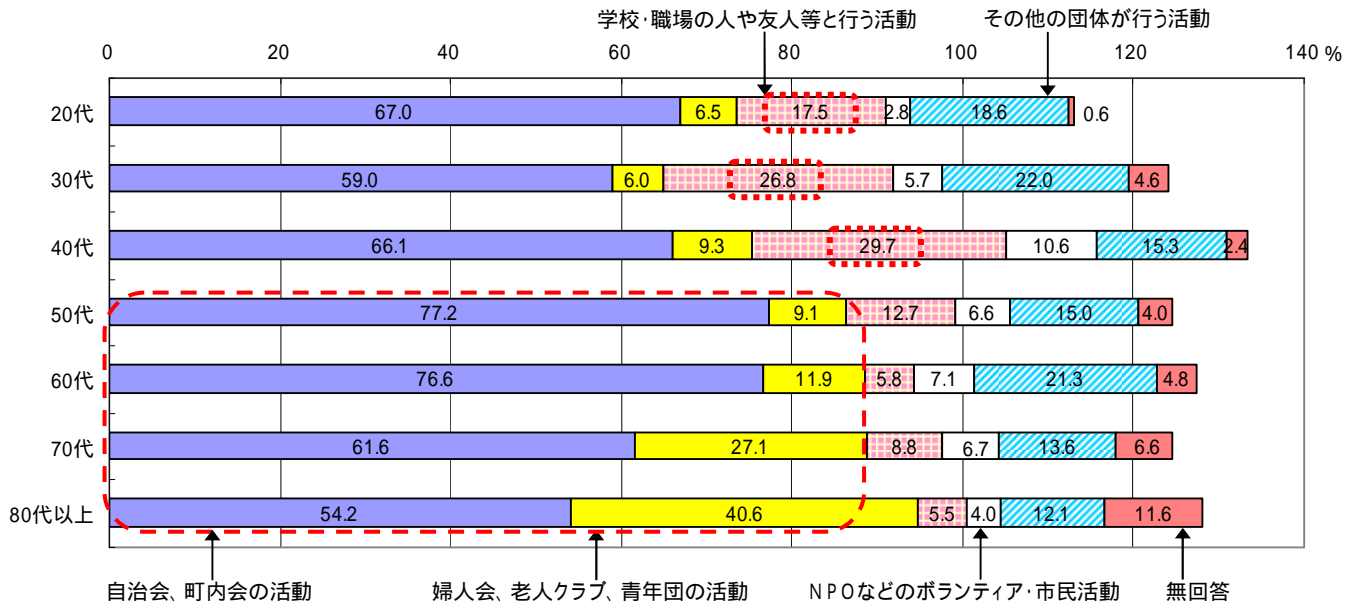
<年齢別・活動の動機>



学校・職場等での活動も多い20代から40代

50代以上では、自治会や婦人会、老人クラブ等の地域団体において活動を行ったとの回答が9割前後に達しています。一方、20代から40代の場合は、学校・職場等での活動も2割から3割と多くなっています。

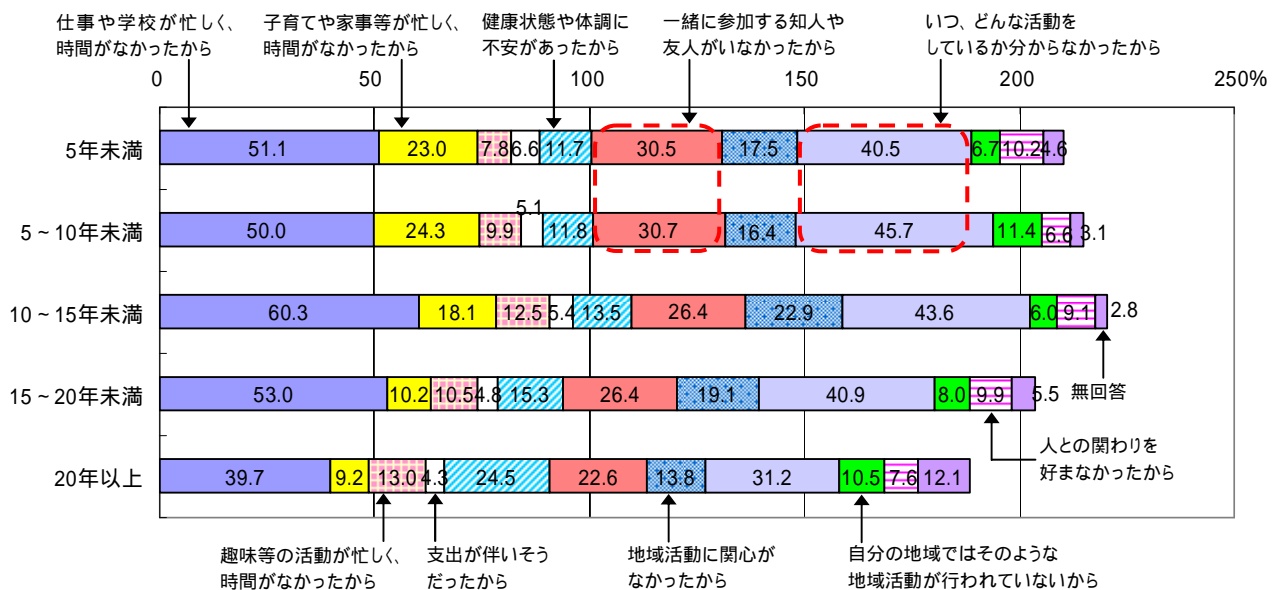
<年齢別・活動の場（複数回答）>



情報や人的つながりの不足が壁

活動に参加しない理由として最も多いのは「仕事や学校が忙しく、時間がなかった」ですが、居住年数が短い層では、「いつ、どんな活動をしているか分からなかった」「一緒に参加する知人や友人がいなかった」との回答も比較的多くなっています。新たに転入してきた住民が、地域とのつながりを持たないままとなってしまうことが危惧されます。

<居住年数別・活動に参加しない理由（複数回答）>



2. 県民による地域づくり活動事例

各分野で県民の皆さんが取り組んでいる地域づくり活動の事例を紹介します。

【高齢者支援】幸せの黄色いハンカチ運動による高齢者見守り活動 (養父市堀畑区 福祉連絡会)

但馬地域

全住民による高齢者の見守り活動「幸せの黄色いハンカチ（見守り旗）運動」を展開しています。

養父市堀畑区（人口 298 人 H22.8 現在）は、高齢化率が 4 割近く、まもなく限界集落となる地区です。当地区では、一人暮らし高齢者の生命に関わる事象が発生しており、この取り組みは、その対策として平成 22 年に始まりました。

高齢者は毎朝、軒先に黄色い旗を出し、夕方には取り込みます。周辺住民は、高齢者の安否を旗の有無により確認することができ、もし異常があれば、区役員などに連絡するという仕組みです。

実施に当たっては、実施マニュアルや見守り希望者の名簿を全戸に配布しました。また、対象の高齢者宅だけでは空き巣などの標的になる恐れがあるとして、地区の全世帯に協力を要請しました。現在、地区の全世帯である約 100 世帯に黄色の旗を出してもらい、一人暮らしの高齢者を見守っています。

この取り組みを通じて、高齢者をみんなで見守ろうという機運が住民全体に広がったと感じています。今後も、このような空気を持続させ、不幸な事象が起こらないよう、住民全体の協力の輪を広げていきたいと考えています。



【子どもの健全育成】「商店街の寺子屋」地域ぐるみで子どもに体験学習 (「商店街の寺子屋」実行委員会)

北播磨地域

「商店街の寺子屋」は、小野市小野地区の小学生を対象に、学び、遊ぶ、小野版子ども放課後教室です。小野商店街のコミュニティセンターおの分館で、剣玉、お手玉、茶道、折り紙、編物、紙すき体験など多彩な「あそび」のプログラムを展開しています。

学習アドバイザーは、大学生や地域のボランティア団体のほか、当会コーディネーターが様々な人に声をかけ、呼び込んでいます。例えば、平成 21 年度からは、地域貢献活動（部活動）の一環として県立小野高校と県立小野工業高校の生徒にも参画してもらっています。

また、小野地区地域づくり協議会などと連携を図り、地域のイベントで子どもたちがお茶のお手前などを披露する機会を確保しています。子どもたちが習ったことを地域に還元するとともに、多くの人に「商店街の寺子屋」の活動に関心を持ってもらうことができます。

子どもは家庭と学校の中だけでなく、地域の様々な人と関わり合い、支えられ、見守られながら成長していきます。今後も、子どもたちの講師となってくれる協力者の数を増やし、地域の様々な人と子どもたちが関わる場をつくっていききたいと考えています。



【地域資源の活用】資源の地産地消 - 菜の花栽培と廃食用油の再利用
(姫新線ふれあい菜の花プロジェクト)

西播磨地域

平成 17 年の「龍野まちづくり塾」に参加したメンバーが中心となって、当プロジェクトを立ち上げました。JR 姫新線沿線とその周辺地域の遊休農地で、菜の花を栽培して景観の向上・姫新線の利用促進を図ること、たつの市内の家庭から排出される廃食用油を回収し、BDF (バイオディーゼル燃料) に再生・利用することを目指しています。

- ・菜の花を野菜として天ぷらなどに活用
- ・一部は刈り込んで緑肥に、一部は菜種から搾油し、天ぷら油にして給食などに活用
- ・廃油は BDF に再生し、トラクターなどの燃料に活用

このように、資源の徹底した活用が当プロジェクトの目標です。

現在、菜の花畑は約 9 ㌔に広がっており、今後も拡大を図っていきます。菜の花は成長すれば、地域住民や観光に来られた方に自由に摘み取ってもらいます。また、燃料化作業工房を開設して、廃食用油を毎月精製し、農家の人にトラクターの燃料として試験的に使ってもらっています。

平成 21 年度からは、障がい者の就労支援として、廃食用油の回収を障がいのある人が行っています。今後も活動を通して、たつの市バイオスタウン構想に寄与しつつ、障がい者とともに資源の地産地消を推進すべく取り組みを続けていきます。



【まちづくり】空き家の古民家(三棟)を改修した農家民泊の開業
(集落丸山)

丹波地域

空き家である古民家を利用して日本の田舎暮らしや農業を体験する滞在施設を運営しています。

集落丸山は、篠山城址の北側、多紀連山の麓に位置しています。現在総家屋数は 12 軒、うち 7 軒が空き家で、5 世帯 19 人が住む超小規模集落です。篠山市の中心部から車でわずか 7 分、自然豊かで、美しい風景が広がる、のどかな農村です。

古民家は、集落丸山が 10 年間無償で借り受けています。農家民泊施設として改修し、企画経営の専門家集団である一般社団法人ノオトと連携し、有限責任事業組合 (L L P) を立ち上げ、まちおこしの一環として農家民泊の運営をしています。

使われなくなった個人資産は、地域の共有資産であり、他地域に住む財産相続者に代わる地域の協働管理体制を構築しています。また、集落の価値を住民全体で共有するために、地域住民によるワークショップを開催し、外からの視点として行政や大学生も参加しています。

美しい村の古民家と豊かな自然環境という財産は、後世に伝えなければなりません。今後も、丸山の生活スタイル (暮らしの価値) の提案が、多くの人に受け入れられるよう、積極的に情報発信していくとともに、地域経営に全力を傾けていきます。



【スポーツ振興】小学校区の特徴を生かした会員制スポーツクラブ
(スポーツクラブ21的形)

中播磨地域

日常生活の中で、自発的にスポーツを楽しみ、各自の健康・体力を持続増進するとともに、会員相互の親睦を図り、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現を目指すために設立された地域住民のスポーツコミュニケーション広場です。

姫路市の地域スポーツを育む事業を、県の「スポーツクラブ21ひょうご」事業へ移行する形で立ち上がりました。

5スポーツ教室(卓球・グラウンドゴルフ・ペタンク・少年少女バレー・バドミントン)、4既存団体(少年野球・ソフトボール・6人制革バレー・6人制ゴムバレー)が、小学校の施設を利用して楽しんでいます。

多世代が交流し、スポーツを通して仲良くなれば、いざというときに結束できるコミュニティを育みます。また、引きこもりがちな高齢者が出ていける場所をつくっておくことは、地域社会にとって大切なことです。

イベントの開催に当たっては、地域住民の全面協力を得られるようになり、住民間の交流は活発化しています。

今後も、スポーツを楽しむ人の入り口として、地域の方々が長く色々なスポーツを続けていけるよう、スポーツ人口を底辺から支えていきたいと考えています。



【環境保全】砲台たそがれコンサート
(チーム御前浜・香櫨園浜 里浜づくり)

阪神南地域

西宮市の夙川河口に広がる御前浜・香櫨園浜は、貴重な自然海岸で、歴史資源(西宮砲台)もあわせ持つ浜辺です。

近年訪れる人が増え、利用者のマナーの悪化や不法投棄ゴミなどに悩まされています。

貴重な自然環境を守るため、毎朝のゴミ回収や近隣小学校での環境出前講座を実施してきましたが、さらに、浜の楽しみ方を体験してもらい、浜を大切に、誇りに思う気持ちを持ってもらおうと、平成22年9月26日に「砲台たそがれコンサート」を開催しました。

当日は、白い砲台を背景に、西宮浜中学校ジャズオーケストラ部の迫力ある演奏、浜脇中学校バトン部の華麗な演技、また、阪神電鉄とのコラボレーションにより、プロミュージシャンを迎えての演奏と、豪華なステージとなりました。

今後も、浜を「まもり・つかい・そだてる」活動を通して、人と人、人と自然の新たなつながりの創造を目指し、住民・利用者、地域の各種団体、行政と協働しながら活動を行っていきます。



【消費者保護】消費者教育の推進
(NPO法人 C・キッズ・ネットワーク)

阪神北地域

消費者被害と問題点を調査研究し、分かりやすく楽しい参加型の消費者教育プログラムや教材を研究開発しています。対象者やテーマに応じて開発した教材や教育プログラムは、消費生活センターや生活協同組合などと連携して、学校や地域への出前講座に活用しています。

メンバーは、消費生活専門相談員や消費生活アドバイザーなどの専門資格を持ち、子育て中の主婦から企業をリタイアした男性まで多岐にわたります。教師や相談員などの現職もあり、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者も多くいます。



人間は生きている限り消費者であるにもかかわらず、系統立った消費者教育は、学校や社会教育において行われていません。そのため、若者のカード破産や高齢者の悪徳商法による被害など、消費者被害は後を絶ちません。このような問題を解決するために、すべての子どもたちが公教育の場で消費者教育を受けるとともに、地域や会社、PTAなどを通じてすべての者がライフスタイルに応じたタイムリーな消費者教育を受ける社会の実現を目指しています。

今後も、これまで以上に各地の消費生活センター、生協、大学と連携して、消費者教育の充実を図るとともに消費者行政に提言できるような活動を行いたいと考えています。

【情報化社会の発展】高齢者・障がい者のデジタルデバイドを解消
(サザンVネット神戸)

神戸地域

高齢者・障がい者のデジタルデバイド(情報格差)解消を目的として、熟年層が中心となって神戸市東灘区とその周辺で活動をしています。

主な活動は、シニアを対象とする初心者向けパソコン教室です。電源の入れ方・マウスの持ち方から始め、中級レベルまで指導します。シニアをパソコンという未体験ゾーンに引き入れ、人生を楽しむツールとしてパソコンを利用



することで、高齢者のQOL(生活の質)を高め、生きがいづくりをサポートしています。

パソコン教室の講座終了後は、受講者にメンバーになってもらうよう声をかけるほか、団塊の世代も勧誘し、ITサポーターとして活動してもらいます。

また、毎月1回メンバー向けの学習会「Kサロン」を開催しています。ゲストスピーカーを招いて、環境保全(3R リデュース、リユース、リサイクルの勉強)など専門的な講義を聴くことにしています。

今後は、これらの取り組みを、パソコン教室以外の地域に密着したボランティア活動につなげていき、熟年に至るまでに蓄積した人生経験や知識を持って、社会に貢献していきたいと考えています。

【地域経済の活性化】かつめしLABOでの商品開発等による商店街活性化
(兵庫大学チャレンジショップ運営委員会)

東播磨地域

加古川駅前通商店街（通称、ベルデモール）の一角に兵庫大学のチャレンジショップを設置、「かつめしLABO」と命名し、運営しています。同大学の学生や卒業生が、加古川名物「かつめし」をモチーフにしたオリジナルグッズを企画・制作し、店舗で販売しているほか、カフェの運営、イベントの企画・実施などに取り組んでいます。

目的は、商店街の空き店舗の利用による商店街活性化、そして学生の実践的な学習の場の確保です。現在、在学生・卒業生合わせて約 200 人がスタッフとして参加しており、後方支援を同大学が行っています。

カフェには近所の商店街の人たちが集い、学生たちに商売のノウハウのアドバイスをしてくれるなど、街全体がかつめしLABOの活動を見守ってくれています。商品の売れ行きも好調で、顧客からのフィードバックで商品改良なども行われています。

今後は、かつめしを全国に発信して有名にし、加古川の活性化を図るのはもちろん、市内のかつめし店のオーナーとのつながりを太くしていくことで、新しい企画や商品開発を行っていきたいと考えています。



【国際交流】「インターナショナル田舎の運動会」による国際交流
(伊加利国際交流会)

淡路地域

人口減少による過疎化と少子高齢化が進行する中、南あわじ市伊加利地区住民が、活発に 1 人でも多く行事に参加し、地域の活性化を図れるよう「国際交流」をテーマに掲げ活動を行っています。

「インターナショナル田舎の運動会」は、留学生を招いて 2 泊 3 日のホームステイ、運動会での交流を通じて子どもたちに外国の風習、文化を肌で感じ取ってもらうことが目的です。

平成 22 年度は、韓国、台湾、中国などアジア地域等からの留学生 20 人を迎え、前夜祭、運動会を開催しました。当日は、留学生、地域住民約 80 人が参加し、地域交流、国際交流を図りました。

南あわじ市は、外国の人と接することが少ない土地柄ですが、この事業を継続していることで、最近では幼稚園児でも外国の人を見ても、わたしたち日本人と同じように接しています。肌の色、言葉の違いはあっても人間皆同じと実感しながら育っていること、地域住民の交流が図れることが大きな成果だと考えています。

これからも、この事業を心待ちにしている児童・地域住民のために、継続的に実施し、地域の活性化を図っていきたいと考えています。



東日本大震災被災地救援ボランティア活動の支援

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 と国内観測史上最大の規模となり、死者・行方不明者は合計で約 2 万人となっています。阪神・淡路大震災を経験した自治体として、兵庫県が県民とともに実施している被災地への支援について、平成 23 年度の取り組みも併せて紹介します。

1. ボランティアの派遣

ひょうごボランティアプラザ(ボランティア活動の全県支援拠点として平成 14 年 6 月に開設)では、現地のニーズを踏まえながら、被災地にボランティアを派遣しています。

(1) ボランティア先遣隊の派遣

【第 1 回 (H23.3.18 ~ 20)】

被災地のニーズを探るため、一般ボランティアの派遣に先立って、ボランティアコーディネーターや医療チーム等の専門家で構成する先遣隊を派遣しました。

派遣先：宮城県庁、宮城県社会福祉協議会、
宮城県松島町内避難所

活動内容

- ・災害ボランティアセンター支援協議
- ・松島町内避難所での被災者支援と課題の調査



避難所での活動

【第 2 回 (H23.3.23 ~ 25)】

「温かい食事がほしい」という避難者からの要望が第 1 回先遣隊に寄せられたことを踏まえ、兵庫県ご当地グルメ連絡協議会と姫路おでん協同組合が、学生ボランティアとともに炊き出しを行いました。

派遣先：宮城県松島町



炊き出しの様子

【参加したボランティアの感想】

- ・ボランティアに来れば何かできるチャンスがあることを友達に伝えたい。
- ・被災地で大変な状況を目撃し、一人でも多くの者が動かなければならないと感じた。
- ・テレビや新聞では見られない部分を知りボランティアの立場でも課題があることに気がついた。
- ・復興への道のりは長いものになると思うので、長期的に活動を続けていかなければならない。
- ・個人としては活動しにくかったので、今回のようなバスをこれからもお願いしたい。
- ・信頼される仲立ちとしてのコーディネーターの養成とその人が腰を据える環境づくりの必要性を実感した。

(2) 一般ボランティアの派遣

ボランティア先遣隊の現地調査で支援要請があった宮城県松島町ほかの被災地域に、一般から募集したボランティアを派遣しました。片道 15～16 時間かかるバスでの移動のあと、被災家屋等の端材処理などを行う過酷な行程にもかかわらず、多くの申し込みがあり、現地で懸命の作業が行われました。また、兵庫県立舞子高校環境防災科生徒の参加など、若い世代もともに取り組みました。

バス運行：平成 23 年 3 月 28 日から開始

派遣先：宮城県、福島県

派遣状況：派遣人数(延)536 人、バス運行回数 計 8 回 (平成 23 年 9 月 12 日現在)



がれきの撤去



4 月の始業式に向けて小中学校で活動

2. ボランティア・インフォメーションセンターの設置

(1) 東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンター

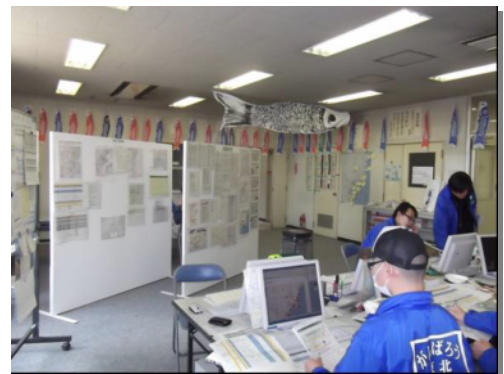
平成 23 年 4～5 月の大型連休前後の期間、高速道路沿いにインフォメーションセンターを設置し、東北各地の災害ボランティアセンターから集めた現地ニーズ等の最新情報を提供しました。

開設場所：東北自動車道旧泉本線料金所跡地

運営体制：スタッフ(延)351 人

〔うちボランティア 281 人
(兵庫県 87 人、地元 東北大学等 194 人)〕

利用件数(延)：2,927 件



センターでの情報提供

(2) 東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫

東日本大震災の被災地への継続的な支援を行うため、東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンターの機能を引き継ぎ、ボランティアに必要な最新の情報を提供する「東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫」を平成 23 年 5 月 27 日に開設しました。

開設場所：ひょうごボランティアプラザ内 (神戸市中央区)

市町の取り組み状況

1. 県内市町における条例、制度等の導入状況

平成14年4月の宝塚市市民参加条例にはじまって、県内の各市町で参画と協働に関する条例や指針、計画等が策定されています。(平成23年5月1日現在)

| 市町名 | 条例等 (注)1 | | | | 主な制度・仕組み | | | | |
|----------|----------|---------------------------------|------------|----------------------|--------------|-------------|-------|--------|------|
| | 条例 | | 指針・計画、都市宣言 | | パブリック・コメント手続 | 附属機関等の委員の公募 | 会議の公開 | 行政評価制度 | 推進員等 |
| | 状況 | 施行年月日 | 状況 | 策定年月日 | | | | | |
| 1 神戸市 | | H16.10.1 | | | | | | | |
| 2 尼崎市 | | 検討中 | | H19.7月 | | | | | |
| 3 西宮市 | | H20.7.28(一部施行) H21.4.1(全面施行) | | | | | | | |
| 4 芦屋市 | | H19.4.1 | | H18.2月 H20.2月 | | | | | |
| 5 伊丹市 | | H15.10.1 | | | | | | | |
| 6 宝塚市 | | H14.4.1 H14.4.1 | | | | | | | |
| 7 川西市 | | H22.10.1 | | | | | | | |
| 8 三田市 | | H23年度制定予定 | | H15.3月 | | | | | |
| 9 猪名川町 | | | | | | | | | |
| 10 明石市 | | H22.4.1 H23.4.1 検討中 | | H18.2.27 | | | | | |
| 11 加古川市 | | | | | | | | | |
| 12 高砂市 | | | | H19.3月 | | | | | |
| 13 稲美町 | | | | H18.2月 | | | | | |
| 14 播磨町 | | | | | | | | | |
| 15 西脇市 | | H24.10月制定予定 | | H17.3月 | | | | | |
| 16 三木市 | | 検討中 | | | | | | | |
| 17 小野市 | | | | | | | | | |
| 18 加西市 | | | | H14.4.21 | | | | | |
| 19 加東市 | | 検討中 | | | | | | | |
| 20 多可町 | | 検討中 | | | | | | | |
| 21 姫路市 | | H24年度未制定予定 | | H19.3.31 H23.3.31 | | | | | |
| 22 神河町 | | | | | | | | | |
| 23 市川町 | | | | | | | | | |
| 24 福崎町 | | | | | | | | | |
| 25 相生市 | | H16.7.1 H24.10月制定予定 | | | | | | | |
| 26 たつの市 | | | | | | | | | |
| 27 赤穂市 | | H17.10.1 | | | | | | | |
| 28 宍粟市 | | H23.4.1 | | | | | | | |
| 29 太子町 | | | | | | | | | |
| 30 上郡町 | | | | | | | | | |
| 31 佐用町 | | 検討中 | | | | | | | |
| 32 豊岡市 | | | | H18.4.20 | | | | | |
| 33 養父市 | | H21.7.1 | | H19.3月 | | | | | |
| 34 朝来市 | | H21.4.1 | | H20.3.22 | | | | | |
| 35 香美町 | | 検討中 | | | | | | | |
| 36 新温泉町 | | 検討中 | | H21.4.30 | | | | | |
| 37 篠山市 | | H18.10.1 | | H16.4.1 検討中 | | | | | |
| 38 丹波市 | | H24.4月制定予定 | | H23.3月 | | | | | |
| 39 洲本市 | | | | | | | | | |
| 40 南あわじ市 | | | | | | | | | |
| 41 淡路市 | | | | | | | | | |
| 計 | 施行済 | 13 | | 15 (注)2 | 35 | 33 | 30 | 29 | 28 |
| | 制定予定 | 13 | | 1 | | | | | |

：制定予定

出典：兵庫県県民生活課調べ

(注)1. 同一市町が参画と協働に関する複数の条例を制定している場合は、個別に施行状況を記載している(例：宝塚市まちづくり基本条例(施行H14.4.1)、宝塚市市民参加条例(H14.4.1))

(注)2. ほか12市町において「市民・町民憲章」が策定されている。

2. ボランティア市民活動支援機関等の設置状況

県内の15市町で18施設が設置されており、情報提供、相談事業など各市町における住民のボランティア活動を支援する場となっています。(平成23年4月現在)

| 地域 | 名称 | 設立年月 |
|-----|--------------------------|---------|
| 神戸 | 協働と参画のプラットホーム 神戸市 | 平成14年4月 |
| | 神戸市コミュニティ相談センター | 昭和46年4月 |
| | こうべまちづくりセンター | 平成5年11月 |
| | 神戸市市民活動総合拠点 | 平成12年6月 |
| 阪神南 | 西宮市市民交流センター | 平成14年8月 |
| | あしや市民活動センター | 平成19年4月 |
| 阪神北 | 伊丹市立市民まちづくりプラザ | 平成16年7月 |
| | 川西市市民活動センター | 平成14年6月 |
| | 三田市まちづくり協働センター 市民活動推進プラザ | 平成17年9月 |
| 東播磨 | あかし市民活動コーナー | 平成17年3月 |
| | 加古川駅南まちづくりセンター | 平成16年4月 |
| 北播磨 | 三木市立市民活動センター | 平成20年4月 |
| | 小野市うるおい交流館「エクラ」 | 平成17年3月 |
| | 加西市地域交流センター | 平成15年3月 |
| 中播磨 | 姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター | 平成21年5月 |
| 但馬 | 豊岡市民プラザ | 平成16年4月 |
| | やぶ市民活動センター | 平成19年4月 |
| 丹波 | 篠山市民プラザ | 平成22年7月 |

3. 参画と協働の推進にかかる市町の意見(平成23年5月兵庫県実施市町アンケート調査)

《市町の抱える課題》

- ・住民自治の仕組みを活用していくに当たっての参画と協働に関する住民や職員の意識の共有、理解。
- ・参加者が一部住民に限定されており、地域リーダー育成や新たな人材の掘り起こしが必要。
- ・多様な地域の状況への対応、活動団体の連携・協力。

《県の取り組みに対する意見》

- ・県事業を参考にし、活用しながら地域づくりに取り組んでいる。
- ・市町事業との重複により、住民に混乱を招くことがある。
- ・県が直接行う事業だけでなく、市町と県民のつなぎ手となる事業にも力を入れてほしい。
- ・情報交換や密な連携、地域事情の考慮が必要。

《市町と県が連携するための提案》

- ・市町と県の役割分担のもと、市町の独自性を活かすことが効果的。
- ・県に求められている役割は、市町の抱える課題の調査分析、研修機会の充実、講師紹介、助成金情報等の市町への提供。
- ・意見交換会等の実施により、市町への支援・協力体制を構築してほしい。
- ・まちづくり施策に関するビジョンを明確にし、共有すべき。

参画と協働の推進に向けて

地域ぐるみの活動への支援

兵庫県では、消費者トラブル防止に県と県民が共に取り組むネットワークを構築しているほか、登下校時の安全確保等の学校支援ボランティアに地域住民の参画を得る制度を設けています。高齢者の見守りや子育ての支援など、生活に密着した活動においては、地域住民が一体となって取り組むことが効果的です。

地域の抱える課題について、自治会及び婦人会をはじめ、老人会、子ども会、PTA、ボランティアグループ、NPO等が、県や市町の行政とともに力を合わせる取り組みを支援していきます。

多様な主体が連携する場づくり

県が県民の主体的な活動を相互につなぐことで、活動はより充実したものになります。県は、企業と農村集落の協働による森林保全の支援や、大学と地域社会の出会いの場づくり等の事業に取り組んでいます。都市地域と小規模集落とのマッチングに取り組む事業では、空間を越えた連携も生まれています。企業、大学、地域間等の多様な主体との協働の推進と連携の場づくりに今後も取り組んでいきます。

担い手の発掘・育成

地域づくり活動の企画や実施スタッフとして主体的に参加しているのは70代、60代に多く、団塊の世代も含めて、社会貢献への思いを汲み取って活動を支援していくことが必要です。職場や学校で活動することが多い20代から40代が地域での活動に目を向ける仕組みも求められています。

一方、居住年数が短い場合、情報や人的つながりの不足が地域づくり活動参加への障害となっており、こうした新しい担い手をいかに発掘していくかも重要です。

災害時の対応

東日本大震災発生直後は、被災地が広範囲に渡ったことや被害の甚大さもあわせ、ボランティア活動の困難さが伝えられました。兵庫県では、いち早く、先遣隊が現地の状況を確認、調査したうえで、ボランティア派遣を開始しました。

災害時には、現地が混乱し情報の入手が困難になるなか、被災地のニーズを把握してボランティアとマッチングさせることが課題となります。災害発生に備えた関係機関相互のネットワーク形成など、平時から支援体制づくりを行っていきます。

市町との連携

市町から県に対して、市町と連携を密にし、地域づくりのビジョンを共有すべきとの意見がありました。県は、広域的課題や専門的・先導的分野に取り組むとともに、市町の主体性を尊重して支援を行うことを基本に、地域の特性に即して適切な役割分担のもと緊密な連携・協調を図ります。

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条・第5条）
- 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条・第7条）
- 第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条・第10条）
- 第4章 雑則（第11条・第12条）
- 附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求め方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形で県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを中心に、人間の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとりが、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見が反映されることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内はその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則(平成15年兵庫県規則第6号)」により、平成15年4月1日から施行しています。

内容についてのお問い合わせは

兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-362-4015 E-mail:kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp